

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

- ① 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の「本工事費内訳表」、「工種明細表」又はこれに相当するものに従って、工種ごとに「数量×単価＝金額」で表示します。
建築工事など多様な工種で構成される工事の場合、各工種（工事数量が確認できる範囲）の記載が「工種明細表」以降に表示される場合がありますので注意してください。
(見積内訳書記載例 2 参照)
- ② また、本工事費内訳表の範囲内で種別レベル*までの工事数量が確認できる場合は、種別レベルまでの記載でもよいものとします。なお、この場合であっても種別毎に「数量×単価＝金額」で表示してください。(見積内訳書記載例 1 参照)
※「土木設計マニュアル〔設計積算編〕」(土木部技術管理課)，第 4 章-11 参照
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/158249.pdf>)
- ③ 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。

(例 1) 「金額」の端数を値引いた計算は行わない。

	数量	単価	金額	
(誤)	〇〇〇工	130 m ² × 2,508 円	= 325,000 円	(計算が合わないため誤計算)
				↓
(正)	〇〇〇工	130 m ² × 2,500 円	= 325,000 円	

130 m² × 2,508 円 = 326,040 円となるので、326,040 円と記入するか、又は 325,000 円と見積りたい場合は、誤計算とならないよう単価を 2,500 円として記入する。

- ④ 工事価格のまるめ（端数処理）については、千円未満切捨ての場合のみ認めており、千円以上の端数処理が確認される場合は無効となりますのでご注意ください。
なお、見積内訳書と見積内訳総括表の積算に齟齬がないこと、見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額が一致していることも併せて確認してください。

(有効)	工事原価	10,000,000 円
	一般管理費	2,345,600 円
	工事価格	12,345,600 円
	工事価格（まるめ）	12,345,000 円（端数処理が千円未満切捨てのため有効）

(例2) 合計欄等で、千円以上のまるめ(端数処理)は、不適切な値引きとして無効とする。

(誤) 工事原価 10,000,000 円
 一般管理費 2,345,600 円
 工事価格 12,345,600 円
 工事価格(まるめ) 12,340,000 円 (引下げ項目が不明な値引き)

(正) 工事原価 10,000,000 円
 一般管理費 2,340,000 円
 工事価格 12,340,000 円

※一般管理費など適正な価格として端数処理した場合は、その項目においてその金額を記載する。

- ⑤ 見積内訳書は1式表示とせず、金抜き設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。(数量×単価の不明な1式表示があった場合は入札書が無効とされる場合があります。)

(例3) 見積内訳書は、「数量×単価」とし、1式表示にしない。

(誤)

	数量	単価	金額
○○○工	1式		1,000,000円
△△△工	1式		1,500,000円
□□□工	1式		2,000,000円

(正)

	数量	単価	金額
○○○工			1,000,000円
┌ 内訳	100m	2,500円	250,000円
	100m	7,500円	750,000円
△△△工			1,500,000円
┌ 内訳	50 m ²	10,000円	500,000円
	50 m ²	20,000円	1,000,000円
□□□工			2,000,000円
┌ 内訳	200 m ²	8,000円	1,600,000円
	1式		400,000円
┌ ┌ 内訳	◇◇工 300m	1,000円	300,000円
	■工 500m	200円	100,000円

- ⑥ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、1式表示を認めます。
 ⑦ 工事施工に際して必要な項目の漏れがあった場合は、入札書が無効とされる場合がありますので、提出する前に十分チェックしてください。